

標 題：

日本籍船舶の消防設備、
イナータガス装置、
焼却設備等の検査の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 45

昭和60年12月20日

関係船主各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今臨時国会において船舶安全法の一部改正が成立し、これに伴い同施行規則が一部改正されることになっています。この法令改正により次の事項は弊会の船級要件として検査され、これに合格したものは国の検査を受け、これに合格したものとみなされることになります。（昭和60年12月24日公布施行予定）

- (1) タンカーの損傷時の復原性
- (2) 消防設備（イナータガス装置を含む。）
- (3) 脱出設備
- (4) 焼却設備
- (5) 火災制御図

従いまして、改正船舶安全法及び同施行規則の施行日以降、船級検査の一部として上記設備等の検査を弊会が行うことにより、国による検査は不要となります。

なお、改正船舶安全法施行規則の経過措置として、消防設備及び火災制御図に関する検査については、改正船舶安全法及び同施行規則の施行日以降最初に行う弊会のこれ等の検査を受けるまでの間は、国によって行われますので、ご注意下さい。

以上に関し、御不明の点がありましたら、弊会技師長室までお問い合わせ下さい。

敬 具